

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年6月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ大河原店  
柴田郡大河原町大谷字西原前46-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地  
大和ハウスリアルティマネジメント 代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
廃棄物等の保管施設の位置及び容量

### 【変更前】

位置	容量
別添図面No. 3-1 廃棄物保管施設No. 1	5.94 m <sup>3</sup>
別添図面No. 3-1 廃棄物保管施設No. 2	4.20 m <sup>3</sup>
別添図面No. 3-1 廃棄物保管施設No. 3	1.94 m <sup>3</sup>
合計	12.08 m <sup>3</sup>

【変更後】

施設名	容量
別添図面No. 3-2 廃棄物保管施設No. 1	5.94 m <sup>3</sup>
別添図面No. 3-2 廃棄物保管施設No. 2	4.20 m <sup>3</sup>
別添図面No. 3-2 廃棄物保管施設No. 3	0.75 m <sup>3</sup>
別添図面No. 3-2 廃棄物保管施設No. 4	1.20 m <sup>3</sup>
合計	12.09 m <sup>3</sup>

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

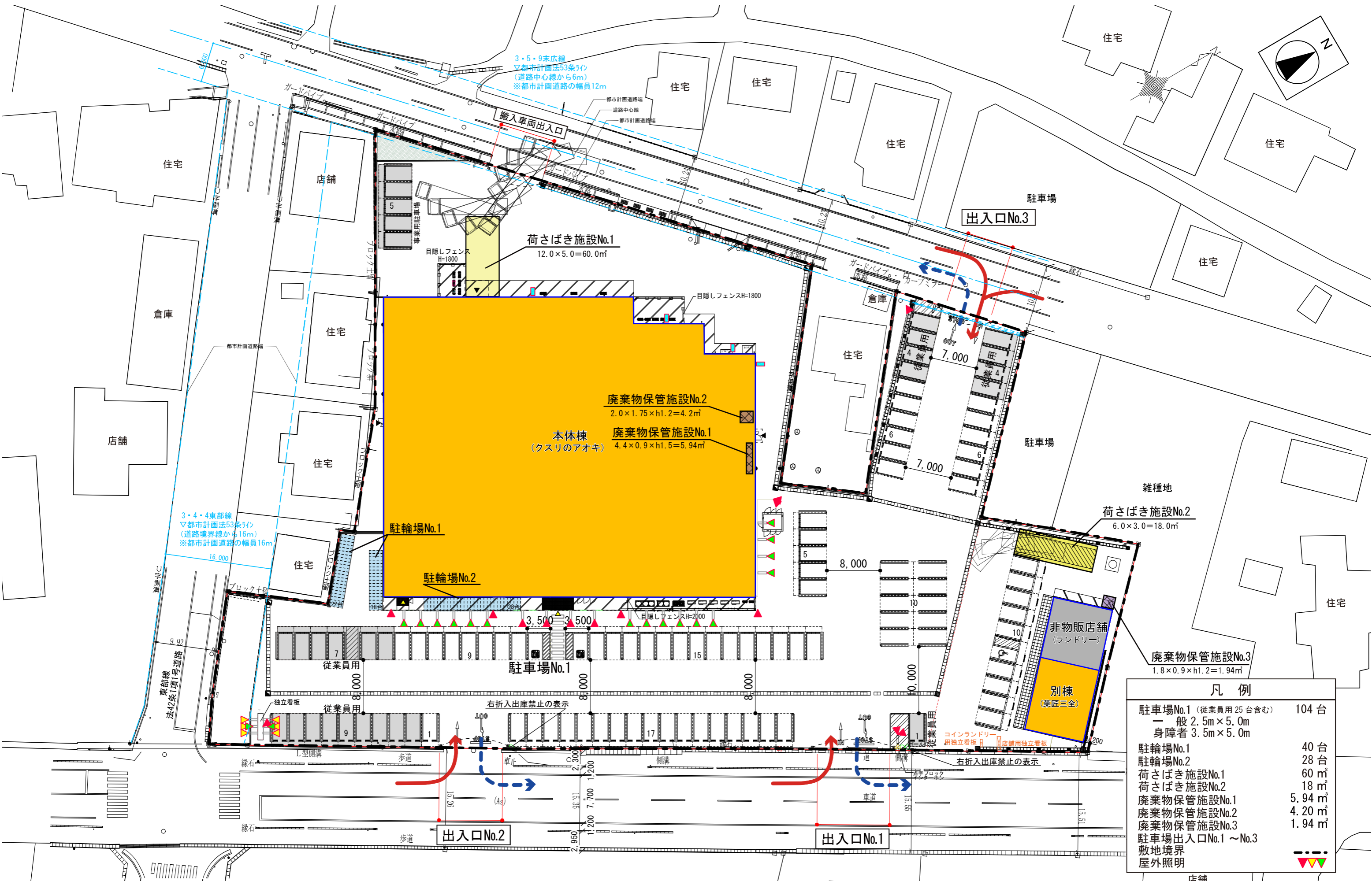
【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午前0時
株式会社菓匠三全	午前10時	午後10時

【変更後】

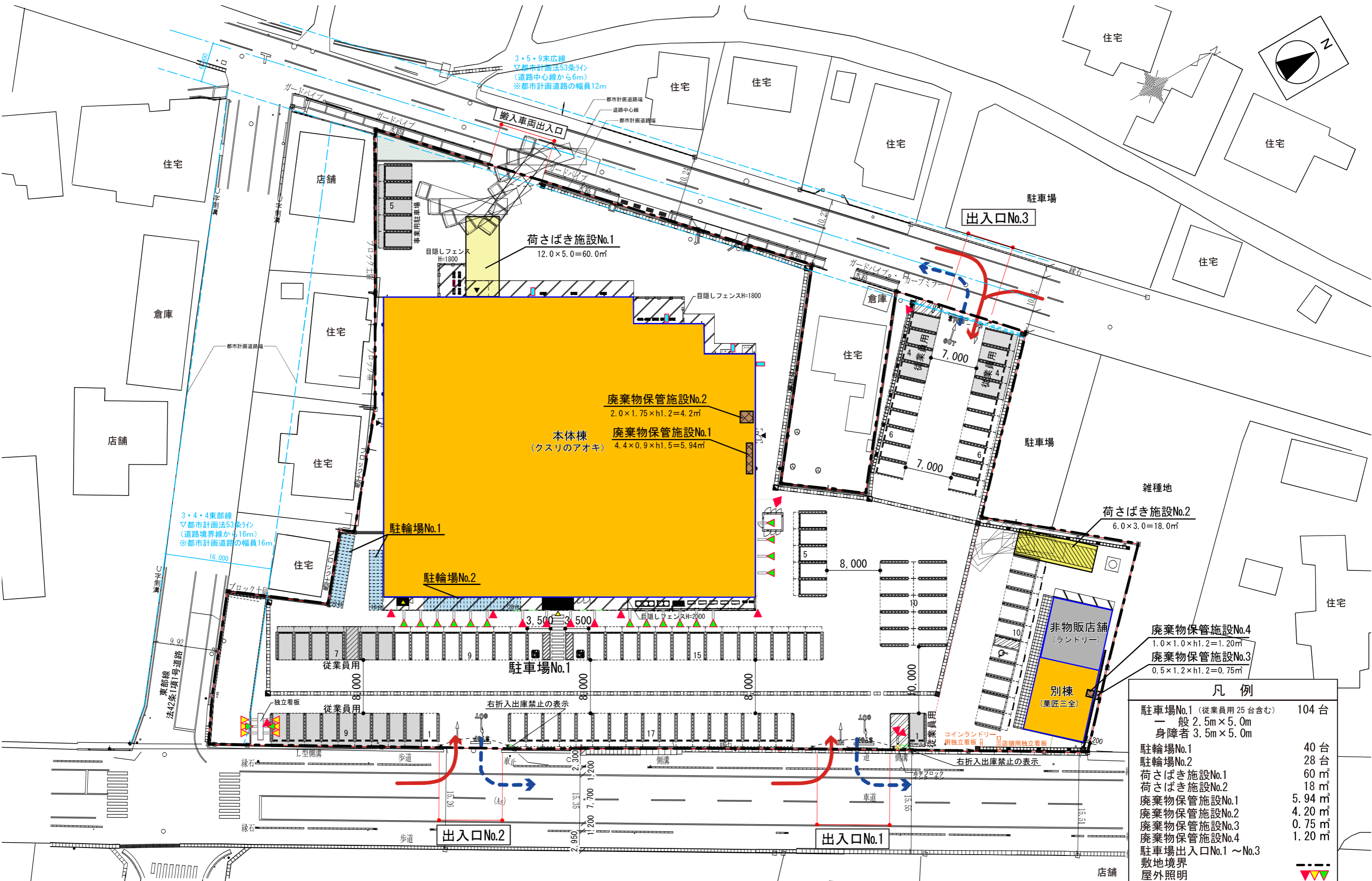
小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午前0時
株式会社菓匠三全	午前9時	午後10時

- 4 変更する年月日  
(1) 令和8年5月26日  
(2) 令和4年2月5日
- 5 届出年月日  
令和8年5月25日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所
- 7 縦覧期間  
令和8年6月12日から令和8年10月12日まで(ただし、閉庁日を除く。)
- 8 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。



凡例	
駐輪場No.1 (従業員用 25台含む)	104台
一般	2.5m × 5.0m
身障者	3.5m × 5.0m
駐輪場No.1	40台
駐輪場No.2	28台
荷さばき施設No.1	60㎡
荷さばき施設No.2	18㎡
廃棄物保管施設No.1	5.94㎡
廃棄物保管施設No.2	4.20㎡
廃棄物保管施設No.3	1.94㎡
駐車場出入口No.1 ~ No.3	敷地境界
屋外照明	

図面No.3-1 建物配置図(変更前)  
クスリのアオキ大河原店 縮尺=1:500



**凡例**

駐輪場No.1 (従業員用 25台含む)	104台
一般	2.5m × 5.0m
身障者	3.5m × 5.0m
駐輪場No.1	40台
駐輪場No.2	28台
荷さばき施設No.1	60㎡
荷さばき施設No.2	18㎡
廃棄物保管施設No.1	5.94㎡
廃棄物保管施設No.2	4.20㎡
廃棄物保管施設No.3	0.75㎡
廃棄物保管施設No.4	1.20㎡
駐車場出入口No.1 ~ No.3	敷地境界
屋外照明	屋外照明

図面No.3-2 建物配置図(変更後)  
クスリのアオキ大河原店 縮尺=1:500